

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	補助金の手続
局名	医薬・生活衛生局

### I. 生活衛生関係営業対策事業補助金の申請

#### 1 手続の概要及び電子化の状況

##### (1) 生活衛生関係営業対策事業補助金の申請

###### ① 手続の概要

国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する費用について補助する場合には、当該都道府県に対し、経費の一部を補助することができる。

国は、全国指導センターに対し、事業に要する経費の一部を補助することができる。

国及び地方公共団体は、組合、小組合及び連合会に対し、必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。

###### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

#### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

##### (1) 生活衛生関係営業対策事業補助金の申請 作業時間20%削減

###### ○様式の見直し

- 申請書を含めた全ての様式について平成30年度中に詳細な記載例を事業者を示すことにより、記載すべき情報を明確化することで、事業者の負担を必要最低限のものに抑える。

厚生労働省が事業者ヒアリングを行った結果、申請書等の修正について、修正が発生する度に郵送により再提出をすることについて事業者の負担感が大きいとの意見があったことから、平成30年度中に申請書等の写し（コピー）での補正や電子メールでの送付による補正等を原則認める方向で見直しを行うことにより、大幅なコスト削減を図る。

###### ○地方公共団体への協力依頼

- 各都道府県を通じて間接補助している場合についても電子メールでの送付による補正などを認めるよう、各都道府県に働きかけることとする。なお、各都道府県では必要に応じて内規の改正等を行うことも想定されることや、運用にあたって各都道府県の理解・協力が必要となることから、平成30年度中に事務連絡等により依頼することとする。

###### ○添付書類の見直し

- 事業実施計画書の提出段階で求めた補助金の申請書等に係る添付書類について、定款や収入支出予算書などその記載内容に変更がないものは、交付決定段階で再提出を求めないこととする。また、添付資料につき「その他参考となる資料」について、曖昧な記述は廃止し、必要な資料は

明示することで、事業者の負担を必要最小限のものに抑える。

- ・ これらの措置について、平成30年度中に見直しを図り、事業者に対して周知することとする。

#### ○その他簡素化

- ・ 詳細な記載例の作成や、実績報告書の電子メール等での提出を原則可能とする等の取扱いについて、事業実施計画書の提出段階や交付申請の段階だけでなく、実績報告書の提出段階においても認めることとし、平成30年度中に事務連絡等で事業者に対して周知することとする。

(以上)